

様式 A - 2

不利益処分一覽表

(令和4年(2022年)11月14日作成)

[所管： 都市計画推進部 都市計画課]

[illegible]

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		屋外広告物許可の取消し
根拠法令及び条項		豊中市屋外広告物条例第 21 条
所管部課（室）係名		都市計画推進部 都市計画課 景観形成係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	市長は、この条例の規定に違反した広告物又は掲出物件があるときは、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。この場合において、市長は、当該広告物又は掲出物件が第 13 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の許可を受けたものであるときは、当該許可を取り消すことができる。 2 市長は、広告物表示者等が第 13 条第 5 項（第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による市長の付した条件に違反したとき又は虚偽の申請若しくは届出をしたときは、その許可を取り消すことができる。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		屋外広告業登録の取消し
根拠法令及び条項		豊中市屋外広告物条例第 42 条
所管部課（室）係名		都市計画推進部 都市計画課 景観形成係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その屋外広告業の登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 (1) 偽りその他不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。 (2) 第33条第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。 (3) 第34条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。 2 市長は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る屋外広告業者に通知しなければならない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		風致許可の取消し
根拠法令及び条項		豊中市風致地区内における建築等の規制に関する条例第 5 条
所管部課（室）係名		都市計画推進部 都市計画課 景観形成係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、第 2 条第 1 項の許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命じることができる。 (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者 (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。以下同じ。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者 (3) 第 2 条第 1 項の許可に付した条件に違反している者 (4) 詐欺その他不正な手段により、第 2 条第 1 項の許可を受けた者 2 市長は、前項の規定により許可を変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは必要な措置をとることを命じようとするときは、豊中市行政手続条例（平成 9 年豊中市条例第 6 号）第 13 条第 1 項の規定による意見陳述の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。 3 第 1 項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命じるべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、告示しなければならない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		景観形成協定認定の取消し
根拠法令及び条項		豊中市都市景観条例 第 30 条 4 項、5 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 都市計画課 景観形成係
処 分 基 準	関係条項	豊中市都市景観条例 第 30 条 1 項、2 項、3 項
	基 準	4 市長は、前項の規定による廃止の届出を受理したとき又は景観形成協定の内容及びその運用が都市景観の形成上適当でなくなったと認めるときは、第 2 項の認定を取り消すものとする。 5 市長は、第 2 項の認定又は前項の規定による認定の取消し(廃止の届出による認定の取消しを除く。)をするときは、豊中市都市景観・屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		特定生産緑地の指定の解除
根拠法令及び条項		生産緑地法 第 10 条の 6 第 1 項
所管部課（室）係名		都市計画推進部 都市計画課
処 分 基 準	関係条項	生産緑地法 第 10 条の 6 第 1 項
	基 準	（生産緑地法 第 10 条の 6 第 1 項） 市町村長は、特定生産緑地について、当該特定生産緑地の周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況の変化その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。
	参考事項	
備考		